

# 育児休業証明書

育児対象児童名 \_\_\_\_\_

生年月日 平成・令和 年 月 日 \_\_\_\_\_

育児休業者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

育児休業期間 平成・令和 年 月 日 ~ 年 月 日 \_\_\_\_\_

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

記入者連絡先 \_\_\_\_\_

裏面に保護者記入欄があります。

**認可保育所申請保護者記入欄**

入所希望月 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月

以下レ点記入

- 保育所入所が決まり次第職場復帰します。
- ※ 入所月の翌月1日までに職場復帰することが入所条件となります。
  
- 保育所を利用できずかつ幼児教育・保育無償化に係る施設等利用給付のみなし認定の対象となる場合、育児休業中を保育の必要性の事由として、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)は利用できません。

**施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化)認定申請保護者記入欄**

無償化を申請するこどもの特定教育・保育施設等(※1)の利用開始日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

以下レ点記入

- 上記育児休業期間の開始日より以前から継続して特定教育・施設等(※1)を利用している場合に、施設等利用給付認定の対象となります。  
 ※1 「特定教育・保育施設等」とは、保育所、幼稚園、認定こども園、小希望保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、企業主導型保育事業を指します。
- 育児休業中を保育の必要性の事由として施設等利用給付認定を受ける場合、原則として当該育児休業に係る子どもが1歳に達する日の属する月末までの認定とします。  
 ※育児休業の対象となっている児童(生まれた子)は認定の対象外です。  
 ※「達する日」とは誕生日の前日のことです。
- 育児休業中を保育の必要性の事由として施設等利用給付認定を受ける場合、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)は利用できません。

保護者記入欄	児童名	男女	生年月日	H R	年 月 日	施設名	
		男女		H R	年 月 日		
		男女		H R	年 月 日		